

令和4年9月22日

福知山市議会議長 高橋 正樹 様

教育厚生委員会委員長 藤本 喜章

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第24号 福知山市学校給食費の管理に関する条例の制定について
- ・議第28号 工事請負契約の締結について
- ・議第29号 物品の取得について

2 審査の概要

9月13日に委員会を開催し、教育委員会から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに議第24号について、「公会計を進めていく上での職員の体制」を問う質疑があり、「債権の回収などで、業務が増えることから、職員の増員を考えている。業務は教育委員会事務局でなく、学校給食センターで行う」との答弁がありました。続いて、「一食あたりの給食費の単価に児童生徒数をかけた額で調定額が出て、今回はそれに見合う材料費のみを把握する会計ということで人件費などは含まれず、保護者から徴収された金額から支払う材料費がいくらか、予算内に収まっているのかのみを公会計に基づいて市の一般会計で管理することなのか」を問う質疑があり、「そのとおりである」との答弁がありました。

次に議第29号について、「保守サービス期間」を問う質疑があり、「保守期間は初めからは決まっていない。経年劣化で生じる機器の故障で修理交換を行う。一般的なメーカーの保守期間は5～7年。今回は2016年に販売が終了し、今年度までは延長も含めて保守があったが、完全終了となることが分かったので新しいものに代えるものである」との答弁がありました。また、「前回も今回も同じ業者なのか」を問う質疑があり、「そのとおりである」との答弁がありました。さらに「随意契約となった理由」を問う質疑があり、「一般競争入札も検討したが、図書システムの根幹をなす重要な物品であることや、設置作業と更新後の運用を円滑に行い、機器の障害が生じた時、迅速に対応でき、利用者へのサービスレベル低下の防止、または最小限に抑える事ができる方法を検討した結果、最終的には現在の機器、図書館システムの導入と保守を行っている今回の業者しかないと判断した。また、福知山市財務規則第136条第2項第3号の『契約の性質又は

目的により相手方が特定される場合』ということで1者の見積りにより随意契約とした」との答弁がありました。続いて「取得価格の妥当性」を問う質疑があり、「取得価格の妥当性については、金額交渉を行った結果であり、相手方の言い値で決まったものではない」との答弁がありました。

なお、議第28号についての質疑はありませんでした。

反対討論

なし

賛成討論

なし

3 審査結果

- ・議第24号 全員賛成で原案可決
- ・議第28号 全員賛成で原案可決
- ・議第29号 全員賛成で原案可決